三十　法第百七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの	事業場の所在地を管轄する経済産業局長
三十一　法第百七十六条第一項の規定に基づく権限	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長及びガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三十二　法第百八十二条第一項の規定に基づく権限（第十一号に掲げる権限の行使に係る場合に限る。）	供給区域を管轄する経済産業局長
三十三　法第百八十二条第一項の規定に基づく権限（法第百四十九条の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る。）	事業場の所在地を管轄する経済産業局長
三十四　法第百八十五条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの	
（一）　ガス小売事業者等に関するもの	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
（二）　一般ガス導管事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
（三）　特定ガス導管事業者に関するもの	特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長
（四）　ガス製造事業者に関するもの	液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長

第十三条第五項中「第五十二条の二第一項又は第二項」を「第百八十九条第一項又は第二項」に改め、同項の表を次のように改める。

一　法第百七十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの	
（一）　一般ガス導管事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
（二）　特定ガス導管事業者に関するもの	特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長
（三）　ガス製造事業者に関するもの	液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長
二　法第百七十一条第一項及び第百七十二条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの	
（一）　ガス小売事業者等に関するもの	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
（二）　一般ガス導管事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
（三）　特定ガス導管事業者に関するもの	特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長
（四）　ガス製造事業者に関するもの	液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長

第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四十七条の二第一項」を「第百七十一条第一項、第百七十二条第一項及び第百七十三条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に、「ガス事業者に対し」を「ガス小売事業者に対し」に改め、「（大口ガス事業者にあつては、第三号を除く。）」を削り、同項第一号中「ガスの供給業務」を「ガス小売事業」に改め、同項第二号中「ガス工作物」を「ガス小売事業の用に供するガス工作物」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「消費機器」の下に「（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十五条第三項及び第四項において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が一般ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　一般ガス導管事業の運営に関する事項

二　会計の整理に関する事項

三　一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

四　第一項第三号に掲げる事項

4　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　特定ガス導管事業の運営に関する事項

二　前項第二号に掲げる事項

三　特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

5　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス製造事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　ガス製造事業の運営に関する事項

二　第三項第二号に掲げる事項

三　ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

第十一条を第十三条とする。

第十条中「第三十九条の十七第二項」を「第百五十六条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第三十九条の十一第一項ただし書」を「第百四十六条第一項ただし書」に改め、同条を第十一条とする。